

農林水産物・食品の輸出促進について



2021年11月

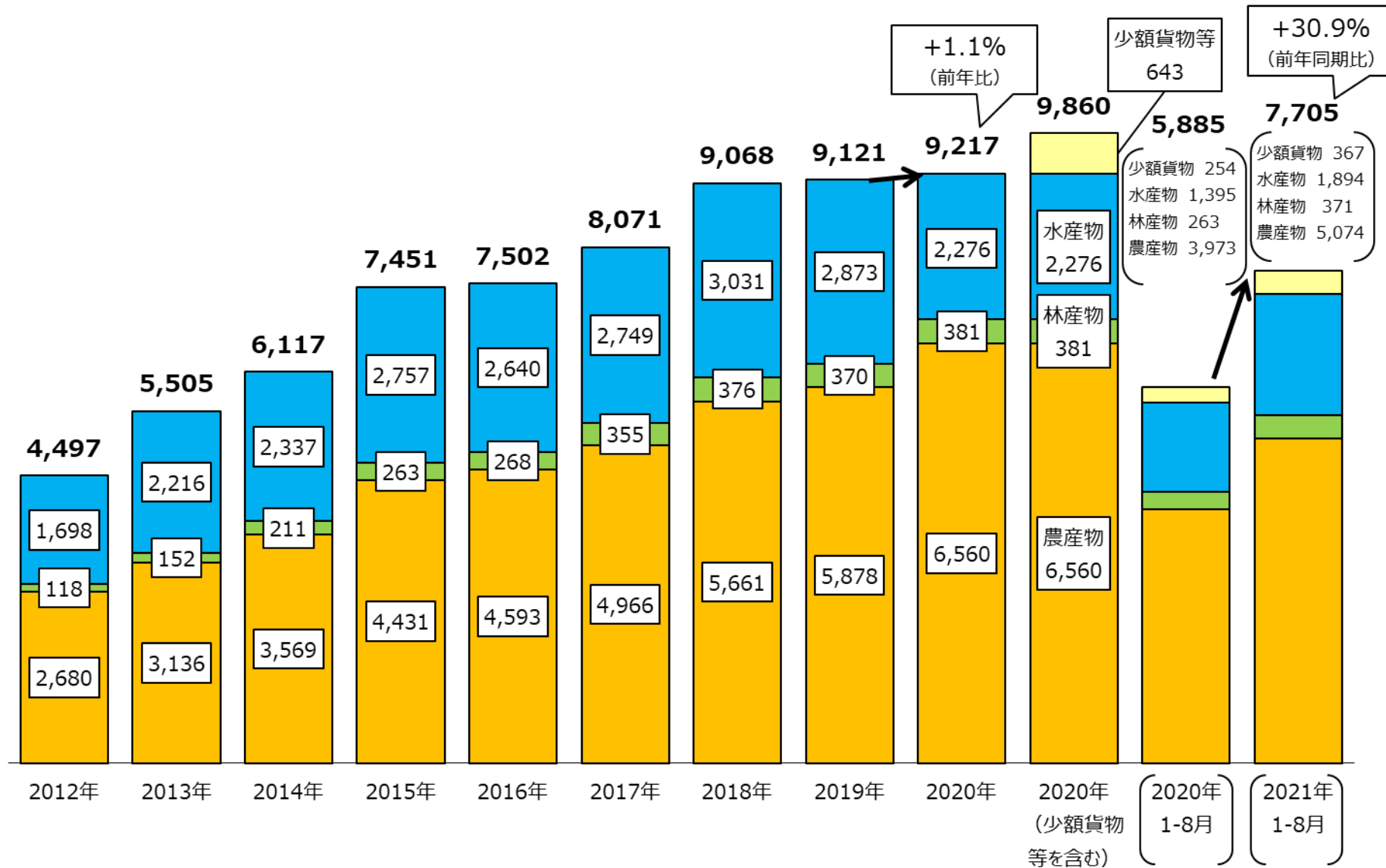
農林水産省

輸出・国際局輸出支援課輸出産地形成室

農林水産物・食品 輸出額の推移

農林水産省
輸出・国際局

(単位：億円)

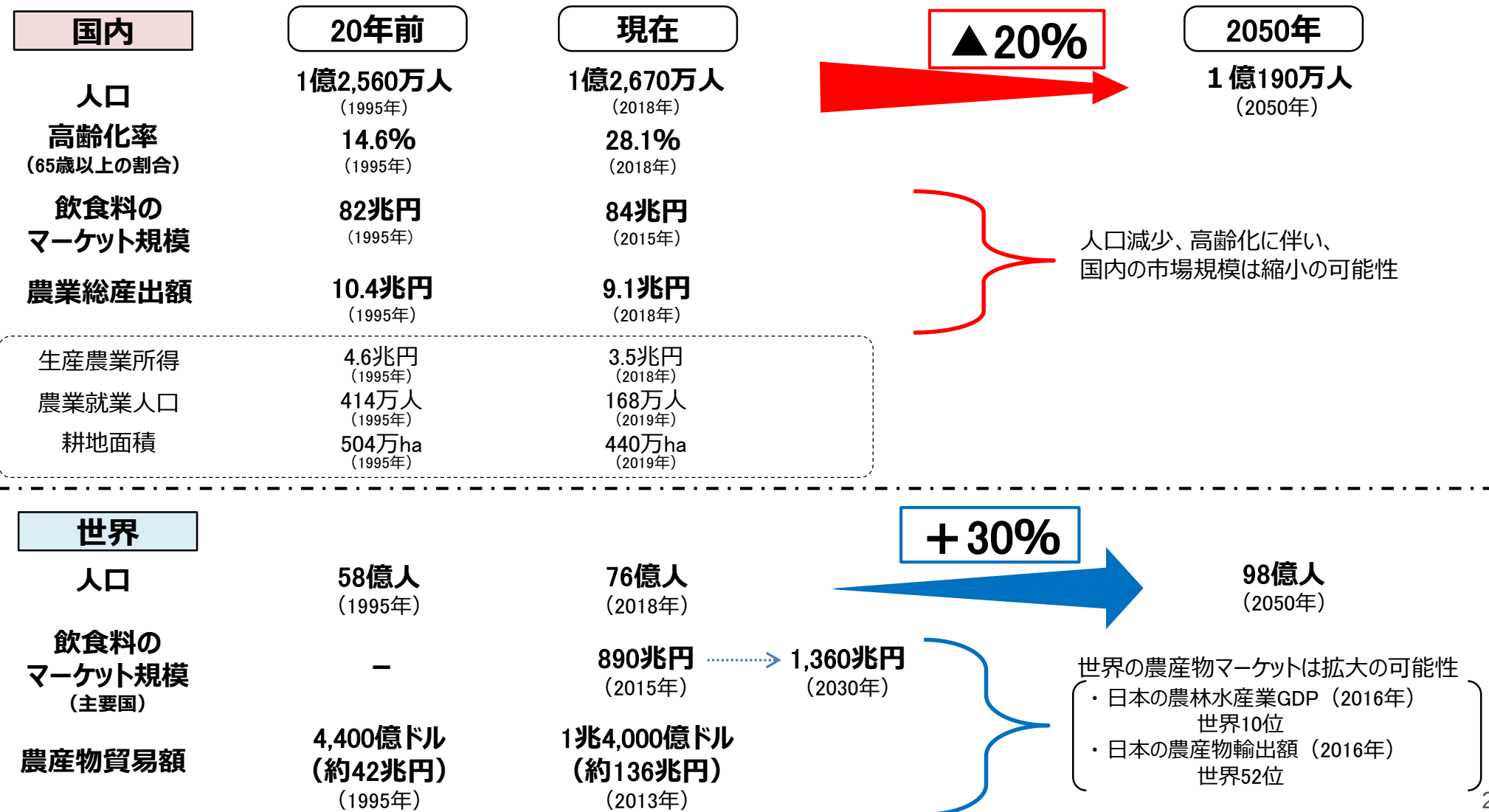


※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

注：2020年1-8月及び2021年1-8月の輸出額にある「少額貨物」は、各年1-6月累計の少額貨物輸出額

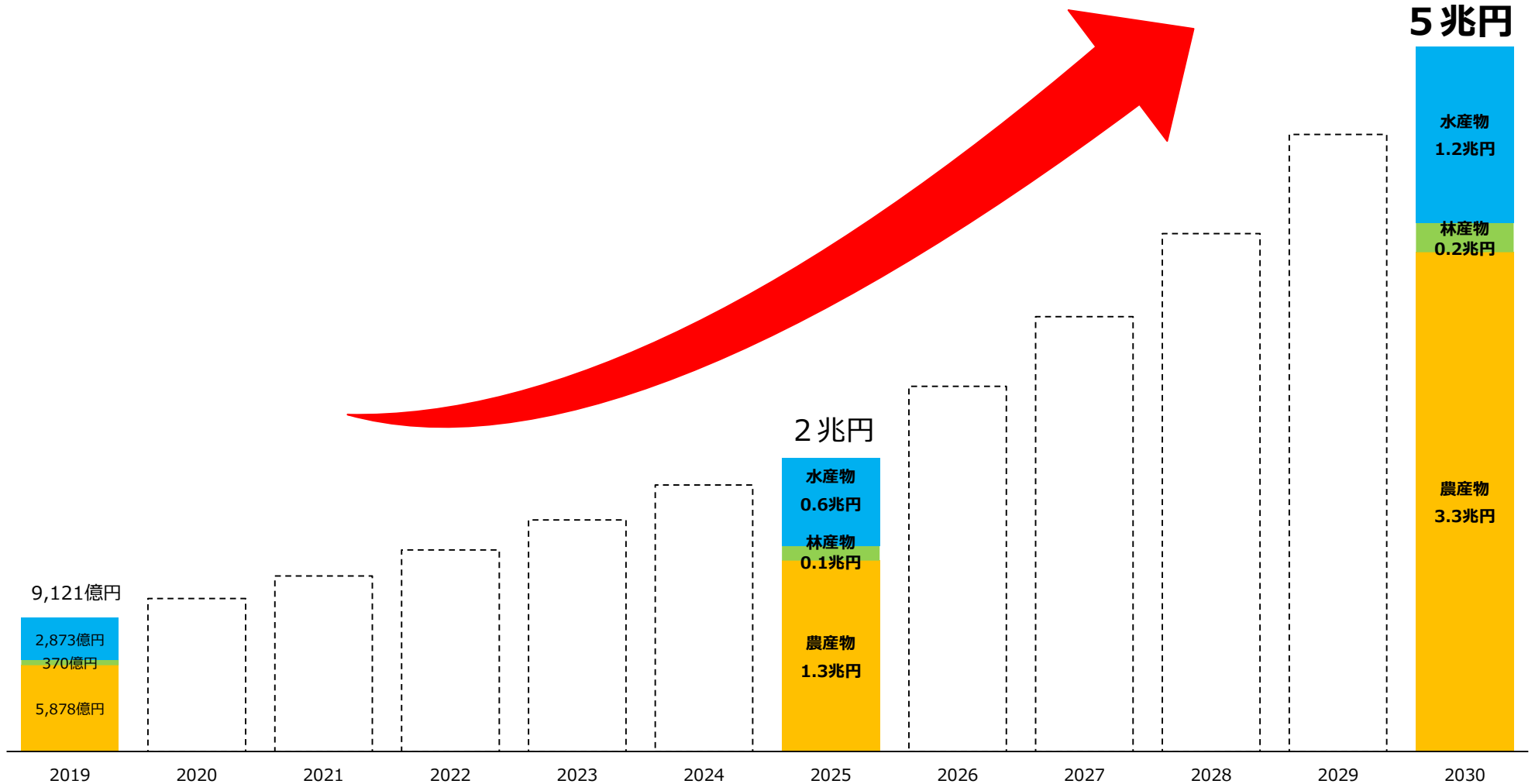
国内外の需要の変化

- 2050年に国内人口が20%減少し、高齢化率は大きく増加することから、今後国内の食市場の大きな拡大は見込めない。
- 一方で、世界人口は30%増加。世界の食市場は、日本のマーケットとなる可能性。



新たな農林水産物・食品の輸出額目標

農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す。



※少額貨物（1ロット20万円以下）を新たに輸出額のカウントに追加

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略とそのフォローアップについて



戦略の趣旨

- 2025年2兆円・2030年5兆円目標の達成は、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品を専門的・継続的に生産・販売する（＝「マーケットイン」）体制整備が不可欠



- R2年11月に、速やかに実行するもの、R3年夏までに方向を決定し実行するものを実行戦略として取りまとめ
- さらにR3年5月に、実行戦略の検討事項、ヒアリング等で明らかになった課題をフォローアップとして整理

3つの基本的な考え方と具体的施策

1. 日本の強みを最大限に発揮するための取組

- ①輸出重点品目(27品目)と輸出目標の設定
- ②重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化
- ③計画的にマーケットイン輸出に取り組む産地・事業者を育成
- ④生産から海外での販売に至る品目団体を組織化
- ⑤輸出先国において政府一体となって事業者を支援する体制を整備

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- ⑥投資円滑化法に基づき輸出に取り組む事業者へリスクマネーを供給
- ⑦農産品輸出特有のリスクに対応するためのセーフティネットを措置
- ⑧効率的な輸出物流を構築し、輸送コストを低減
- ⑨加工食品輸出に必要な設備投資を促進、事業者の輸出体制を構築
- ⑩輸出を後押しする農林水産物・食品事業者の海外展開を支援

3. 政府一体となった輸出の障害の克服

- ⑪輸出本部の下、政府一体となった規制の緩和・撤廃の取組
- ⑫輸出先国の規制やニーズに対応した施設等の整備目標の設定
- ⑬民間機関を活用し、輸出証明書の発行を迅速化
- ⑭輸出証明書発給を電子化し、事業者の利便性を向上
- ⑮政府一体となって日本の知的財産を保護・活用



4. 輸出促進法を改正し、上記課題の対応を実現

- ⑯輸出促進法改正の検討を行うとともに、金融・税制などを含めた幅広い支援を検討。

主な重点品目の輸出目標等

○重点品目毎に、輸出に向けたターゲット国・地域を特定し、ターゲット国・地域毎の輸出目標を設定。目標達成に向けた課題と対応を明確化。

牛肉

【目標額】
297億円(2019年) → 1,600億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
香港	51億円	330億円	消費者向けプロモーションの強化。スライス肉、加工品等の新たな品目の輸出促進。
台湾	37億円	239億円	
米国	31億円	185億円	認知度向上のためのプロモーション。様々な部位も含めた輸出促進。
EU	21億円	104億円	

○輸出産地 15産地

- 生産から輸出まで一貫して輸出に取り組むコンソーシアムを産地で構築
- 食肉処理施設等による輸出先国が要求する条件への対応
- 繁殖雌牛の増頭奨励金交付、牛舎等の施設整備等による生産基盤の強化

○販路開拓

- コンソーシアムによる産地と一体となった商談
- オールジャパンでの和牛の認知度向上に向け、日本畜産物輸出促進協議会やJFOODOによるプロモーションを実施

果樹（りんご）

【目標額】
145億円(2019年) → 177億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
台湾	99億円	120億円	大玉で赤色の贈答用に加え、値頃感のある中小玉果の生産・供給体制を強化
香港	37億円	45億円	香港で好まれる黄色品種の生産・供給体制を強化
タイ	4.5億円	5.5億円	富裕層のほか、買い求めやすい価格帯の生産・供給体制を強化

○輸出産地 7産地

- 既存園地の活用や水田への新植、省力樹形の導入等による生産力の強化
- 産地と輸出事業者等が連携したコンソーシアムの形成

○販路開拓

- 日本青果物輸出促進協議会の機能強化に向けた検討
- 輸送実証、プロモーション活動などを支援

コメ・コメ加工品

【目標額】
52億円(2019年) → 125億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
香港	15億円	36億円	中食・外食を中心にした需要開拓
米国	7億円	30億円	外食、EC等の需要開拓。 バックご飯・米粉の更なる市場開拓。
中国	4億円	19億円	EC、贈答用需要の開拓。指定精米工場等の活用・追加。
シンガポール	8億円	16億円	中食・外食を中心にした需要開拓

○輸出産地 30～40産地

- 千トン超の輸出用米の生産に取り組む産地を育成
- 大口で輸出用米を生産・供給
- 生産・流通コスト低減、輸出用米の生産拡大を推進

○販路開拓

- （一社）全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会による新興市場でのプロモーション等を実施

ぶり

【目標額】
229億円(2019年) → 542億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
米国	159億円	320億円	小売店の調達基準を満たす生産の拡大と安定供給。 現地の食嗜好に合わせた商品を開発・製造。
中国	13億円	60億円	活魚の需要があるアジア向けに、活魚運搬船を活用した物流・商流を構築
香港	11億円	40億円	

○輸出産地 5産地

- 漁場の大規模化、沖合養殖の推進、生け簀の整備により増産
- 育種や低魚粉飼料の開発により生産コストを低減

○販路開拓

- 水産物・水産加工品輸出拡大協議会と有限責任事業組合日本ブリ類養殖イニシアティブとが共同でプロモーション等を行うことを検討



輸出拡大実行戦略においてリスト化した輸出産地・事業者

- 輸出拡大実行戦略に基づき、
- 主として輸出向けの生産を行う1,261の輸出産地・事業者をリスト化。
 - 令和3年度中を目途に、当該輸出産地について、輸出促進法に基づく輸出事業計画のスキームの下、産地ごとの輸出目標やその実行のための課題と対策を明確化。政府は輸出に対する各種支援を輸出事業計画とリンクさせ、輸出産地・事業者の目標達成を支援。

1,261産地・事業者を公表

(令和3年5月現在)

重点品目	輸出産地数
牛肉	18産地
豚肉	5産地
鶏肉	7産地
鶏卵	7産地
牛乳乳製品	2産地、5社
果樹（りんご）	7産地
果樹（ぶどう）	5産地
果樹（もも）	6産地
果樹（かんきつ）	14産地
野菜（いちご）	12産地
野菜（かんしょ・かんしょ加工品・その他野菜）	38産地
切り花	9産地
茶	12産地

重点品目	輸出産地数
コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	37産地
製材	4産地
合板	8社
ぶり	7産地
たい	3産地
ホタテ貝	2産地
真珠	1産地
清涼飲料水	11社
菓子	46社
ソース混合調味料	14社
味噌	20産地、39社
醤油	23産地、48社
清酒（日本酒）	618者
ウイスキー	33者
本格焼酎・泡盛	200者

※リスト掲載ページ（アドレス）
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_action/yusyutsu-list.html

輸出事業計画とは

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和2年4月1日施行）に基づき、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出の取組を行う者が、輸出拡大を図るための生産、製造、加工、流通の合理化・高度化等の改善を図る事業に関する計画。

農林水産大臣がその計画を認定。

計画認定のメリット

- 輸出関連事業の優遇措置（各種補助事業採択時のポイント加算等）
- 日本政策金融公庫による融資（食品流通改善資金、HACCP資金）
- 支援チーム（国、JETRO、都道府県、専門家等）によるサポート

計画認定のポイント

- 輸出ターゲット国のニーズを把握しているか。
- 輸出に対応するための課題設定・取組方針が明確になっているか。
- 輸出目標額の設定が、現在の商流又は今後の新たな商流の関係から適切か。

※輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日農林水産大臣決定）

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/attach/pdf/yusyutsu_keikaku-132.pdf

※輸出事業計画策定の手引き

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/attach/pdf/yusyutsu_keikaku-135.pdf

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等

ハード事業

※優先採択とは、審査に当たってのポイントの加算等

(令和4年度予算概算要求時点)

- 1 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業（優先採択）**
食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者が、輸出先国が定める輸入条件への対応並びに輸出向けHACCP等の認定・認証取得及びロット数の確保などの輸出先のニーズへの対応に必要な施設や機器の整備及び体制整備をする際に要する経費（コンサルティング経費等）を支援。
- 2 食肉流通構造高度化・輸出拡大事業（優先採択）**
畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織されたコンソーシアムに対し、流通構造の高度化に資する食肉処理施設の整備等を支援。
- 3 食肉生産流通多角化対策のうち食肉生産流通多角化施設整備支援事業（優先採択）**
食肉処理施設及び食鳥処理場における精肉等加工施設・設備及び加工食品製造施設・設備の整備を支援。
- 4 強い農業づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)（優先採択）**
産地農業において中心的な役割を果たしている農業者団体や農業法人等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入等を支援。

- 5 農業農村整備事業等（優先採択）**
農業の競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の改修・統廃合等を推進。
- 6 農業競争力強化基盤整備事業（補助率の嵩上げ）**
輸出事業計画関連の農地整備事業の実施計画策定を定額助成。
- 7 林業・木材産業成長産業化促進対策（優先採択）**
川上と連携して木材の安定的・効率的な供給に取り組む木材加工流通施設及び特用林産振興施設の整備を支援。
- 8 浜の活力再生・成長促進交付金（優先採択）**
漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備等を支援。

ソフト事業

- 1 新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうちJAS・JFS規格の認証支援に向けたモデル実証事業（優先採択）**
JFS規格の認証支援に向けたモデル実証事業、有機JASの認証支援に向けたモデル実証事業を支援。
- 2 グローバル産地づくり推進事業のうち規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業（優先採択）**
日本発の規格・認証を活用した輸出のための環境整備を支援。
- 3 マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業（要件緩和）**
新市場の獲得も含め、輸出拡大が期待される具体的かつ横断的な分野・テーマについて、民間事業者等による海外販路の開拓・拡大を支援。
- 4 輸出環境整備推進事業（優先採択）**
既存添加物等申請事業、施設認定等検査支援事業、畜水産モニタリング検査支援事業、国際的認証資格取得等支援事業により、輸出先国の規制に対応する環境整備を支援。
- 5 食産業の戦略的海外展開支援事業（優先採択）**
食産業の海外展開や戦略的サプライチェーン構築を支援。
- 6 植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業（優先的に支援）**
我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、品種登録（育成者権の取得）や侵害対策に係る経費等を支援。
- 7 農業知的財産保護・活用支援事業（優先的に調査）**
農業知的財産管理支援機関が海外における知的財産の侵害状況を一元的に監視・把握し、品種開発者の権利行使を支援するほか、農業に係る特許・商標の取得や活用に向けた取組等を支援。
- 8 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策（優先採択）**
省力樹形への新植・改植を支援。また、水田の樹園地への転換や既存産地の改良を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展等の取組を支援。

- 9 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産物体制強化促進事業（優先採択）**
産地の戦略に基づく茶園の新植や改植、輸出向け栽培体系への転換、有機茶やてん茶（抹茶原料）栽培への転換、人材確保策の検討等による生産体制の強化、新需要開拓等に向けた茶の生産・加工技術の導入、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入等を支援。
- 10 持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援**
 - ①大規模契約栽培産地育成強化事業（優先採択）**
実需者からの国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、加工・業務用・輸出向けの契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術、輸出先国のニーズに対応した生産技術の導入等を支援。
 - ②水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）（優先採択）**
水田農業における高収益な園芸作物の導入・産地化を実現するため、新たに園芸作物を導入する産地における合意形成、園芸作物の本格的な生産を始める産地における機械・施設のリース導入の取組等を支援。
- 11 農家負担金軽減支援対策事業（対象地区の拡大）**
土地改良事業の農家負担金の最大5/6を無利子で貸付けする事業の対象に、輸出事業計画の関連地区を追加。
- 12 中山間地農業推進対策（優先採択）**
中山間地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援。
- 13 みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち輸出等新需要対応研究（優先採択）**
輸出等の新たな需要に応じた生産・供給量や品質の確保に資する技術の開発を支援。
- 14 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業（優先採択）**
製材・合板等の付加価値の高い木材製品の輸出拡大を図るため、企業の連携によるモデル的な輸出の取組を支援。
- 15 水産バリューチェーン事業のうち流通促進・消費等拡大対策事業（優先採択）**
加工・流通業者等が、加工原料を新たな魚種に転換する取組や単独では解決困難な課題を連携して対処する取組、輸出を促進する取組を支援。あわせて、国産水産物・加工原料の安定供給や水産物の消費を拡大する取組を支援。

農林水産物・食品輸出促進資金制度～輸出・海外展開に取り組む事業者の施設整備等を支援～

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく認定を受けた輸出事業計画について、食品等流通合理化法(※1)およびHACCP支援法(※2)に基づく認定計画とみなして融資を行うことで、農林水産業および食品産業の持続的な発展に資することを目的とした資金制度です。

※1 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)※2 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)

< 事業の内容 >	< 事業イメージ >
1. 輸出事業計画の支援措置 (1) 公庫資金の特例(農林水産物・食品輸出促進資金制度) ①食品流通改善資金(食品等流通合理化事業施設) 融資対象事業として、輸出のための食品製造・流通施設の整備・改修費用に加え、輸出先国の規制に対応するための流通工程の改善などにかかるコンサルタント費用、海外現地子会社への出資費用などが追加されます。 ②食品産業品質管理高度化資金(HACCP資金) 貸付金の最高限度額について、HACCPを導入し、製造過程の管理の高度化を促進する場合は、必要事業費の80%となります。 (2) 補助事業の優先採択 輸出事業計画を作成して農林水産大臣による認定を受けることで、農林水産省が実施する各種ハード・ソフト補助事業の優先採択等の対象となります。	対象となる取組の例 例1 国産茶葉を加工した抹茶を輸出 ①加工場の建設費用 ②輸出先国の規制に対応するための流通工程の改善などにかかるコンサルタント費用 ③海外の新たな市場を開拓し、商流を拡大するための商談会の出展費用 例2 国産酒米を使用した日本酒を輸出 - 海外現地に設立する子会社への出資に必要な費用 例3 国産大豆を使用したしょうゆを輸出 ①HACCP対応の加工場の建設費用 ②輸出に向けた生産能力の向上を図るための設備増強にかかる費用 例4 輸出事業者を支援する原料供給事業者を支援(中間加工事業者) ①主食用米や加工用米などを取り扱う米穀卸売業者への支援 ②補助事業制度を利用した輸出用国産米供給のための低温倉庫などの建設費用 ③供給する加工用米は、取引先の食品企業を通じて輸出
2. 事務手続きの流れ <pre>graph TD A[農林水産省本省] -- 提出 --> B[地方農政局等] B -- 申請 --> C[都道府県] C -- 申請 --> D[農林水産省本省] D -- ②輸出事業計画の認定 --> E[中間流通・加工事業者 食品製造事業者 食品流通事業者] E -- ③借り入れ申し込み --> F[日本政策金融公庫] F -- ④融資 --> E</pre> ①輸出事業計画の申請手続き (補助事業の優先採択等を希望しない場合の申請先は直接地方農政局等)	お問い合わせ先 株式会社日本政策金融公庫(農林水産事業)(0120-154-505) 各支店の連絡先につきましては、以下のURLでご確認ください。 https://www.jfc.go.jp/n/branch/ なお、日本公庫では、ご融資による支援のほか、公庫資金をご利用のお客さまに対して、JETRO等の外部の専門家と連携した海外展開支援もあわせて行っています。



農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の取組

- GFP（ジー・エフ・ピー）**は、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称。農林水産省が推進する**日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト**。
- 平成30年8月31日に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る「**GFPコミュニティサイト**」を立ち上げ。（<https://www.gfp1.maff.go.jp/>）
- 当該サイトに登録した者を対象に、農林水産省がジェトロ、輸出の専門家とともに産地に直接出向いて輸出の可能性を無料で診断する「**輸出診断**」を平成30年10月から開始。



GFP登録者へのサービス提供

○農林漁業者・食品事業者へのサービス

- ・専門家による無料の輸出診断
- ・GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
- ・輸出商社の「商品リクエスト情報」の提供
- ・輸出希望商品の輸出商社への紹介
- ・輸出のための産地づくりの計画策定の支援
- ・メンバー同士の交流イベントの参加
- ・規制情報等の輸出に関連する情報の提供

○輸出商社・バイヤー・物流企業へのサービス

- ・GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
- ・生産者・製造業者が作成する「商品シート」の提供
- ・「商品リクエスト」の全国の生産者・製造業者への発信
- ・メンバー同士の交流イベントの参加
- ・規制情報等の輸出に関連する情報の提供

GFPの登録状況（9月末時点）

GFP登録者数

区分	登録者数
農林水産物食品事業者	3,000
流通事業者、物流事業者	2,332
合計	5,332

輸出診断申込状況

区分		
輸出診断申込数		1,135
	うち訪問診断希望者	799
訪問診断完了数		481

「農林水産物・食品輸出プロジェクト」（GFP）を推進するため、**輸出産地形成に必要な計画の策定と実施に対する支援及び関連するハード・ソフト事業における優先採択等**により、輸出先国のニーズや規制等に対応した**輸出産地の形成を図ります**。

＜事業の内容＞ ※ 内容の詳細は変更されることがあります。

1 支援内容

輸出先国のニーズや規制等に対応した輸出産地の形成を進めるため輸出事業計画の策定、生産・加工体制や商流の構築、効果の検証と計画の見直しのPDCAサイクルの取組により、輸出目標を実現するための取組を支援します。

※計画期間は3年以内とし、生産・加工段階での取組を柱に、流通段階のテスト輸送・販売などの取組も支援します。

※都道府県をまたぐ産地間が連携して形成する産地も対象となります。

2 事業実施主体（助成対象者）

農林漁業者や食品製造加工事業者等を含む3者以上の連携体、協議会、農協、商工会議所、都道府県、市町村等

※品目や地域の実態に合わせた多様な体制で取り組むことができます。

※都道府県を通じて支援します。

※輸出に知見のある者が何らかの形で関与する体制をとる必要があります。

3 補助率 定額

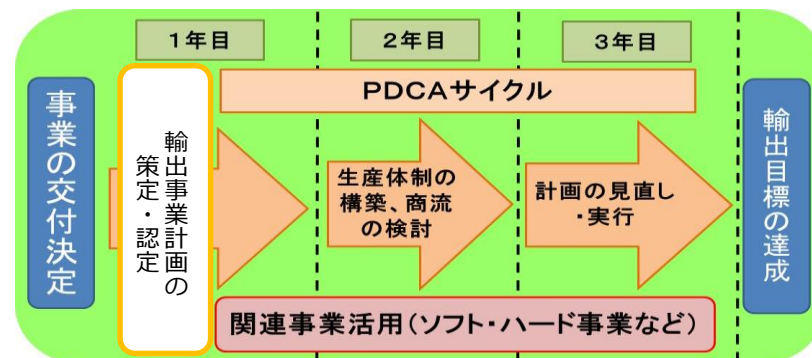
4 関連事業（優先採択等の措置を実施）（関連事業は各事業の仕組みで実施）

・強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ・食品産業の輸出向けHACCP等
対応施設整備事業 ・浜の活力再生・成長促進交付金 等

※GFPグローバルづくり推進事業を活用せずに、輸出事業計画の認定を得て、関連事業の優先採択等を活用することもできます。

＜関連事業の活用例＞HACCP等対応の施設改修・導入、
輸出向け機械・施設の整備、輸出に必要な認証取得支援 等

＜事業イメージ＞



輸出産地のイメージ



ベトナム輸出対策済みナシ畑



EU輸出対策済み棚上げ盆栽



オーガニック茶畑



対米・EU向け牛肉加工施設